

研究倫理基本原則

一般社団法人日本看護学教育学会では、会員の研究活動が倫理的配慮に基づいて行われるように、以下の基本原則を提示する。会員は下記の基本原則で研究されることが望まれる。

1. 研究参加に関する対象者の自己決定の権利を保障する。

研究者は、対象者に研究の目的と方法を分りやすく説明し、対象者が研究に参加するか否かを自発的に決定できるように配慮しなければならない。特に、研究者が対象者にとって権威ある立場にある時には、研究参加に関する意思決定を威圧しないよう配慮する必要がある。また、対象者が研究参加に同意した後も、参加中止の申し出を受け入れ、それによって何ら不当な扱いをしないことや、質問には常時応じる準備があることを説明しなければならない。

2. 対象者のプライバシーを尊重する。

研究者は、対象者の個人情報へのアクセスには細心の注意を払う。特に対象者のプライバシー侵害につながるような、同意を得ずに行うデータ収集は避けなければならない。

3. 対象者の匿名性と秘密保持に関する権利を保障する。

研究者は、研究期間中、対象者を匿名で扱い、対象者に関する情報が研究者以外に漏れないよう配慮しなければならない。また、研究結果を報告する際には、個人が特定できないように、報告方法に配慮しなければならない。

4. 対象者を公平に扱う。

研究者は、対象者を選択する際に、特定の集団にのみ利益や危害が及ばないように配慮しなければならない。もしも研究参加が何らかの利益をもたらす場合には、その利益が全ての研究参加者に平等に配分されるように配慮しなければならない。

5. 対象者にむやみに不快や危害を与えない。

研究者は、研究が対象者に実際に与えるまたは与え得る利益と危害を査定し、利益を最大限にし、危害を最小限にとどめるように配慮しなければならない。

6. 二重投稿をしない。

研究者は、同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表あるいは投稿する行為は避けなければならない。

2014年4月1日

一般社団法人日本看護学教育学会編集委員会